

## 告 示

### 埼玉県告示第五百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

職名 氏 名 住 所

理事 大 作 富 重 埼玉県春日部市小平六百八十七番地